

植物防疫法施行規則の一部改正案等についての意見・情報の募集の結果について

平成24年7月25日
農林水産省消費・安全局

植物防疫法施行規則の一部改正等の案について、平成24年5月22日から6月20日までの期間、その改正案を電子政府の総合窓口及び農林水産省ホームページに掲載することを通じて、広く国民から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。その結果、募集期間において、改正案に対する意見・情報等は寄せられませんでした。

また、植物防疫法に基づき平成24年6月13日に開催した本件に係る公聴会において、3名の方からの御意見を頂きました。

公聴会における御意見、御要望等に対する当方の見解を、別紙のとおり取りまとめましたので、御報告します。

これらのご意見等について検討した結果、改正案について植物検疫上技術的に見直す必要がないと判断されることから公表した案のとおり定めることとします。

今後とも植物防疫行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 消費・安全局植物防疫課 代表：03-3502-8111（内線4561） 直通：03-3502-5978

パブリックコメント及び公聴会における意見等に対する見解

1. パブリックコメント

- (1) 募集期間：平成24年5月22日（火）から平成24年6月20日（水）
- (2) 今回の改正案に対する意見、要望等は寄せられなかった。

2. 公聴会の概要

(1) 開催日時及び場所

- ・平成24年6月13日 14:30～16:15
- ・農林水産省三番町共用会議室

(2) 公述の概要

- ・公述申込者3名中、全員が公聴会において公述を行った。
- ・公述人3名による公述意見の全てが賛成意見であった。
- ・公述人2名から、合わせて4項目の要望がなされた。

(3) 公聴会における意見

- 1) 輸入検疫措置の対象となる有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）について、52種類の有害動物を別表1の第1の1に、4種類の有害植物を同表の第2の1にそれぞれ追加するとともに、病害虫リスク分析の結果の更新が必要となった2種類の有害動物を同表の第1の2の農林水産大臣が指定する有害動物に含めるために同表の第1の1から削除すること（規則第5条の2及び別表1関係）について

① 賛成意見

検疫の対象とする病害虫を明確化することは、ターゲットを絞った検査のためには必要なことである。また、国際的な基準に整合するという意味でも好ましいことと考える。検疫対象病害虫として今回選定されたものは、適切なリスク評価に基づくものであり、妥当であると考えている。

② 賛成意見

平成8年の植物防疫法の改正により「検疫有害動植物」の概念が導入され、輸入検疫の対象とする病害虫は基本的には我が国に発生していない病害虫を対象とすることとなりました。これを受け、改正当初は検疫の対象外とする有害動植物名を具体的に示し、それら以外を包括的に検疫対象とするいわゆるネガティブリスト方式が採用されました。しかしながら、世界的な調和を図り、より効率的でメリハリの効いた検疫を推進する観点から、昨年からは検疫の対象とする病害虫をストレートに指定するいわゆるポジティブリスト方式が採用されました。この方式が実現したことは法律改正の趣旨がそのまま具体化されたもので、いわば本来の姿となったものであると認識しております。今回の改正事項は、その措置の下で科学的な見直し作業の結果を受けて、引き続き検疫対象病害虫の追加や削除を行うものであり、このような不断の努力が行われていることに敬意を表すとともに今回の改正に賛成する。

③ 賛成意見

*Alternaria triticina*以下4種については、いずれも国際的に発生拡大が危惧されるものであり、我が国への侵入についても警戒を要し、検疫有害植物として指定することは妥当である。また、*Alternaria*属等、学名の検証に基づき属名について正確を期すことは妥当な変更である。さらに、ニンジン黒葉枯病

菌とカーネーション斑点病菌の、既に国内に広く分布する病原について、リスク分析に基づき非検疫とすることも、妥当な変更である。

2) 輸出国の政府機関による栽培地における検疫有害動植物の付着の有無の検査の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、3種類の有害動物及び8種類の有害植物の発生地域を見直すとともに、1種類の有害動物及び2種類の有害植物の寄主植物を見直すこと（規則第5条の4及び別表1の2関係）について

① 賛成意見

コロンビアネコブセンチュウ等3種の線虫は、いずれも我が国への侵入を強く警戒している重要害虫であるため、学術文献等を踏まえた科学的根拠に基づき、新たに発生した地域や、新たに寄生することが確認できた植物を追加することは妥当である。

② 賛成意見

2種の*Phytophthora*属菌は、世界的に発生拡大が危惧される重要な森林・樹木の病原であり、宿主範囲も広いことから、栽培地検査対象地域および対象植物の範囲を文献により科学的根拠に基づき確認して追加することは妥当である。また、スイカ果実汚斑細菌病菌、トウモロコシ萎ちょう細菌病菌、ウメ輪紋ウイルス、ポテトスピンドルチューバーウイルスについて、種苗により伝染する重要病害であり、栽培地検査対象地域を文献により科学的根拠に基づき確認して追加することは妥当である。また、ソラマメのウイルス病2種について検疫対象国の分割・独立により新たに生じたを対象地域へ追加することは妥当と考えられる。

3) 輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物について、10種類の有害動物及び2種類の有害植物の発生地域を見直すとともに、6種類の有害動物の寄主植物を見直すこと（規則第9条第1号及び別表2関係）について

① 賛成意見

チチュウカイミバエ等3種のミバエ類、コロラドハムシ、ヘシアンバエ、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウは、いずれも我が国への侵入を強く警戒している重要害虫であり、新たに発生が確認された地域を追加することは必要である。今般の評価方法も、学術文献等を踏まえた科学的根拠に基づいたもので、妥当である。また、クインスランドミバエ等のミバエ類の新たに寄生することが確認できた植物を追加すること、コロラドハムシの寄生植物からキャベツを削除することは、文献情報に基づいた事実関係を反映した処置であり、適切であると考えられる。

② 賛成意見

適正な植物検疫を推進する観点から、関連する病虫害の発生状況等に応じて科学的な見地から見直していくことは極めて重要であり、今回の改正事項のいずれをとっても適切であり、賛成する。

③ 賛成意見

火傷病菌は侵入を警戒すべき重要な病原体である。また、カンキツグリーンング病菌は、国内の一部に発生し公的防除の対象となっており、検疫上重要な病原体である。従って、これらについて、学術文献を踏まえた科学的根拠に基づき対象地域を見直すことは妥当である。

4) 輸入の禁止の対象となる検疫有害動植物の発生地域及び寄主植物並びに輸入の禁止の対象から除外する基準（以下「除外基準」という。）について、3種類の有害植物の発生地域及び寄主植物を見直すとともに、2種類の有害植物の除外基準を見直すこと（規則第9条第2号及び別表2の2関係）について

① 賛成意見

*Phytophthora*属菌2種については、前述の通り重要病原体であり、これらの伝染経路として文献等の科学的根拠に基づき対象地域・植物を追加すること、並びに、消毒効果の科学的根拠の確認を条件とする除外基準の見直しは妥当である。ポテトスピンドルチューバーウイルスについて文献により根拠を確認しての対象地域の見直しも妥当である。

5) 上記(1)の検疫有害動植物の見直しに伴い、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)第3条第1項第4号の措置の対象となる検疫有害動植物を見直すことについて

① 賛成意見

ジャワマルカイガラムシ、タマネギバエ及びワタミヒゲナガゾウムシ等は、いずれも我が国に既に広く存在する害虫で、今回検疫の対象から除外されるため、輸入検査で発見された場合の処分の基準から削除することは、問題ないと考える。

② 賛成意見

プラムポックスウイルスについて和名としてウメ輪紋ウイルスへの変更に伴う有害植物の見直しは妥当である。

③ 賛成意見

科学的な見直し作業の結果を受けて検疫対象病虫害の追加や削除を行うことに伴う輸入植物検疫規程の関係条項の整備についても賛成します。

6) 上記(2)の検疫有害動植物の寄主植物の見直しに伴い、移動の禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物について、1種類の有害動物の寄主植物を見直すこと(規則第35条の7第1項及び別表6関係)について

① 賛成意見

ウリミバエは重要害虫であり、輸入植物検疫と国内植物検疫の整合性から対象地域からの移動禁止の寄主植物名の見直しを行う事は妥当である。

(4) 公述人からの要望の概要と要望に対する見解

要望の概要	要望に対する見解
<p>① 暫定的に検疫対象としているものについては、今後、精力的に病虫害リスク分析を行い、取扱いを決定していくよう望む。</p> <p>また、検疫の対象から除外する病虫害について、現在候補とされているものの精査を慎重かつ適確に行い、適切な取扱いを定めるよう要望する。</p>	<p>暫定的な検疫対象とする病虫害については、その検疫上の取扱いを決定するため、現在病虫害リスク分析を適格に進めているところであります。</p> <p>病虫害リスク分析の結果、従来の検疫措置ではリスク管理が不十分であると評価されたものについては措置の強化を検討し、日本の農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できることが確認されたものについては検疫の対象から除外することとしています。</p>
<p>② ポジティブリスト制になったものの、まだ病虫害リスク分析が終了していないという理由で暫定的に検疫病虫害になるものが多く残されている。これらの中には、本来検疫の対象から除外されるべき</p>	<p>病虫害リスク分析に当たっては、ご指摘のような実際に日本に輸入されている植物に付着している可能性のある病虫害を優先して進めているところであり、順次検疫上の取扱いを決定していくことと</p>

<p>日本に発生 of 病害虫が多く含まれている。これらについて病害虫リスク分析を行うに当たっては、輸入検疫で実際に発見される病害虫を最優先して行うなど、効率的でかつ有効的な手法を採用し、その結果に従い逐次適切な措置をすみやかに講じることが極めて重要なこととなるので、引き続き鋭意ご努力を願う。</p>	<p>しています。 また、国内で広く発生している病害虫は、病害虫リスク分析の結果に基づき、国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できることが確認された種については速やかに検疫の対象から除外することとしています。</p>
<p>③ 近年農産物が輸入される空港、港の数が増加し、かつ病害虫種が多岐に及ぶ野菜、花卉、球根など少量、多品目の輸入が著しく増加しているにもかかわらず、検査に携わる植物防疫官の増員が十分でない。植物検疫体制のより一層の充実を望む。 厳密な植物検疫が実施されているにもかかわらず、重要な病害虫の侵入がしばしば起こっている。病害虫の侵入は今後も起こり得ることを前提に、侵入直後の局所的根絶の体制をより充実されたい。とくに、当該地域の農家等関係者に、時に強制を伴う防除への理解を得るためには、適切かつ速やかな情報公開が必要である。</p>	<p>植物検疫の実施体制の充実については、防疫官の適切な配置や検査の効率化を行った上で、必要があれば増員等の検討も行ってまいりたいと考えております。 また、国内にまん延すると有用な植物に重大な被害を与えるおそれがある病害虫が発見された場合、国や都道府県等の関係機関が連携し、これを駆除し及びまん延を防止するために「重要病害虫発生時対応基本指針」を定め、必要な措置を迅速かつ的確に実施できるよう備えているところです。</p>
<p>④ 輸入された植物体に寄生しているのはその卵や幼虫態であることが多く、その場合、指定された害虫であるかどうか即座に同定できないことが多いと思う。これでは、例えば検疫対象外の害虫であるにもかかわらず、同定できないことをもってその発見時の段階では事実上検疫対象にせざるを得ないという現象が発生するので、遺伝子診断技術等最新の科学技術を駆使してこれを解決するための応用研究や現場に適した簡易同定手法を開発するのなどして、早急にこれらの早期同定技術の導入について特段の努力を求めらる。</p>	<p>卵や幼虫態で発見される害虫については、種の識別に長時間を要することが少なくありません。輸入検査で発見された病害虫の的確な同定診断のため、これまで、同定官の適切な配置、同定資料の作成、研修、同定技術の開発等を行い、同定体制の整備を図ってきたところです。今後とも、より迅速に検疫対象病害虫等の識別を行えるよう、技術、手法の導入・開発を推進してまいります。</p>